

平成17年(行ウ)第23号公務外認定取消請求事件

原告 大友博子

被告 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

## 準備書面(1)

平成18年3月27日

仙台地方裁判所 第1民事部合B係御中

被告訴訟代理人

弁護士 安西 愈

弁護士 井上 克樹

弁護士 近藤 麻紀

弁護士 松原 健一

### 第1 災害補償制度の基本的性格について

#### 1 はじめに

本件の争点は、故大友雅義(以下「雅義」という)が従事した今回の中体連の業務が地方公務員災害補償法31条にいう「公務」の範囲に含まれるかどうか、雅義が従事した公務に過重性が認められるかどうかであると理解しているが、以下では、と災害補償制度の法的性格との関係について述べる。

#### 2 使用従属下における危険の現実化

(1) 災害補償制度は、昭和22年に制定された労働基準法(以下「労基法」という)に基づいて創設されたものが最初であるが、同制度は、被用者の業務の遂行が使用者の支配管理下において行われ、その行う業務には多かれ少なかれ各種の危険性が内在しているため、業務に内在する危険性が現実化して被用者が負傷し又は疾病に罹った場合には、使用者に何らの過失がなくても、その危険性の存在ゆえに使用者がその危険を負担してその損失補償に当たるべきであるとする趣旨から、

設けられたものである（企業危険説）。

（２）これは、「災害補償責任は、使用者が労働契約に基づき労働者を支配下に置き、使用従属関係の下で労務を提供させる過程で、労働者が企業に内在する各種の危険の現実化として負傷し、又は疾病にかかった場合に、過失の有無を問わず、労働者に生じた損失を補すべきものとされた無過失責任であると捉えるのが通説、判例である。」（青林書院「新・裁判実務大系 17・労働関係訴訟法」松本光一郎 235頁）とされているとおり、通説、判例であり、確立された行政解釈でもある（青林書院「裁判実務体系 8 民事交通・労働災害訴訟法」武田隼弘 433頁及び 434頁、日本評論社「法律学体系コンメンタール編 21 労働基準法」吾妻光俊 281頁及び 282頁、（財）労働行政研究所「改訂版労働者災害補償保険法」労働省労災補償部編 25頁及び 26頁）。

（３）これに対し、労働者が使用従属関係のもとにおいて、使用者に労務を提供する過程で負傷又は疾病に罹った場合には、労働者の生活を保障すべきであるとの立場から、使用者に広く労働者の損失填補義務を認めようとするいわゆる生存権保障説とも言うべき考え方も提唱されているが（前掲・裁判実務体系 8・434頁）一般には受け入れられていない。このような生存権保障説は、社会生活上一般的に生ずる負傷、疾病、失業等の場合に適用される各種の社会保険制度・共済組合制度や、国家扶助のような社会保障制度により達成されるべきものであって、災害補償制度は、これらとはその基本的性格を異にするものである。

### 3 公務の過重性が必要であること

（１）地公災制度における災害補償の対象は、「公務上」の災害に限られる。すなわち、地公災法 31条は「職員が公務上死亡し」た場合に遺族補償を支給するとしてい  
るが、職員が公務上死亡した場合に関し、最高裁は、「公務に基づく負傷又は疾病に起因して死亡した場合をいい、右負傷又は疾病と公務との間には相当因果関係のあることが必要であり、その負傷又は疾病が原因となって死亡事故が発生した場合でなければならない、と解すべきである」（最高裁第二小法廷昭和 51年 11月 12日判決 訟務月報 22 卷 10号 2458頁・判例時報 837号 34頁）と

している。

## (2) 災害補償制度と民事上の損害賠償の違い

### (災害補償制度)

災害発生原因としての使用者の故意・過失を問わない(したがって、過失相殺もない)。

公務上と認定されれば災害の態様に関係なく(被災者の過失の有無・程度等を問わず)定型的一定率的補償がなされる。

社会保障制度を上回る補償金額が支給される。例えば、被災者の死亡が公務上と認定された場合、当該被災者の遺族に対し、遺族補償年金又は遺族補償一時金(地公災法31条)、葬祭補償(同法42条)、遺族特別支給金(同法施行規則38条14号)、遺族特別援護金(同条16号)及び遺族特別給付金(同条19号)が支給される。

上記費用は、地公災制度においては使用者たる地方公共団体の負担金(租税が原資)によって、労災制度においては使用者の保険料によって、その全額が賄われ、地方公務員なり労働者は一切保険料等の負担がない。なお、地公災制度の実施機関である地方公務員災害補償基金においては、その平成16年度決算が創設以来の大幅な赤字となり、今後積立金の枯渇も予想されることから、平成18年度に負担金率の引き上げを行うこととしている。

### (民事上の損害賠償制度)

個別の事業において行為者に故意・過失がある場合に限られる一

帰責事由に基づいて責任者及びその責任の範囲が判断される。すなわち、因果関係の割合的認定、寄与率、過失相殺、さらには過失相殺法理の類推適用もなされる(被害者の体質、心因等も賠償額の減額の要因となる。最高裁第一小法廷昭和63年4月21日判決(判例時報1276号44頁)、最高裁第一小法廷平成4年6月25日判決〔民集46巻4号400頁〕)。

賠償金額も個別具体的公平の観点から認定され、定額ではない。

## (3) 災害補償制度における相当因果関係

このように、民事上の損害賠償請求事件においては、損害の公平な負担という観点から、被害者の心因的要因についてすら、過失相殺の対象となるのに対し、災害補償制度においては、100%の法定補償を支給するか否か、すなわちオールオアナッシングであって、因果関係の割合等に応じた補償給付ということは認められていないことから、災害補償の場面において、無数に存在する原因のうちの一つである「業務」に100%の危険責任を負担させるためには、その合理性を担保するために、民事上の損害賠償における相当因果関係とは異なる判断枠組みが必要となる。

(4)ところで、地公災制度において、どのような場合に、公務と当該疾病との間に相当因果関係が認められるかであるが、地公災法施行規則別表第1は、「公務上の災害」うち、「疾病」に係るものとして、公務上の負傷に起因する疾病(同表1号) 特定の有害因子による特定の疾病(同表2～7号) 及び その他公務に起因することの明らかな疾病(同表8号。以下「包括疾病」という)の3種を規定している。に列挙された疾病は、いわゆる職業病であって、最新の医学的知見に基づき、特定の有害因子・危険(例えば特定の化学物質や放射線等)を内在する特定の公務に従事することにより、特定の疾病に罹患することが医学経験則上定型的に捉えられているものであるから、特定の公務に従事しに列挙された疾病に罹患すれば、公務起因性を認めることができる。

(5)これに対し、の包括疾病は、公務に内在する有害因子・危険と疾病との関係を一般化・定型化できないものを予定したものであり、脳・心疾患などが、この包括疾病に該当するといえる。なぜなら、脳・心疾患は、そもそもその基礎となる動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎疾患があるところに、加齢や一般生活等における諸々のリスクファクター(例えば高血圧、高脂血症、喫煙等)によってこれらが徐々に増悪して発症に至るといって、いわゆる私病増悪型の疾病であり(国民の死亡原因の2位と3位を占め(1位はガンである)、全死亡者の28パーセントを超える疾患であって、平成15年の厚生労働省人口動態統計では、心疾患15.7%、脳血管疾患13.0%である)日常生活上多数見受

けられる疾患だからである。

したがって、公務に従事すれば、当然に脳・心疾患に罹患するというものではなく、むしろ素因。基礎疾患などの公務以外の要素が基本的には介在しているものであるから、仮に公務が何らかの形で発症に関与したとしても、そのことをもって直ちに公務上と認めることはできない。

(6)後述のとおり、精神疾患についても公務以外の要素である本人の内的要因即ち個体の脆弱性はその発症を大きく左右するものであるから、脳・心疾患などと同様に、たんに公務に従事したというだけで、公務起因性を認めることはできないのである。

すなわち、同種公務に従事する者が、ほとんど発症していないにもかかわらず、ある者のみが、ある疾病に罹患し、しかもその発病が私病増悪型の疾病であるということであれば、それは基本的には公務以外の要因が原因であると考えざるを得ず、直ちに公務を原因と認定することはできないのである。

(7)もちろん、その者が従事した公務が、他の者が従事する公務と同種であるといっても、そうした同種の労働者にとっても質的あるいは量的に特段に負担のかかるものであるといった事情が存在すれば、公務起因性が認められる余地はあるが、そのような過重性の認められない場合には、公務起因性を認めることはできないのである。

(8)以上、包括疾病における公務起因性に公務過重性が必要であることは、脳出血事案において最高裁が、「他方、同人は、郵便局郵便課副課長の地位にある管理職で、平常日は2時間の超過勤務が常態となっており、死亡の5日前には休日出勤しているなどの事情があるものの、その業務内容には、肉体的、精神的に過重労働と認め得るようなものはなかったというのである。そうであれば、山内の死因である脳出血は、血圧のコントロール不良による高血圧症の増悪に起因するものであり、公務に起因することの明らかな疾病に該当するとは認められないとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。」(平成8年1月23日 判決 労働判例687号18頁)と判示していることが

らも明らかである。

(9) その他、せん孔性十二指腸かいようの事案において最高裁は、「そうすると、本件疾病は、上告人の有していた基礎疾患等が本件各出張という特に過重な業務の遂行によりその自然の経過を超えて急激に悪化したことによって発症したものとみるのが相当であり、上告人の業務の遂行と本件疾病の発症との間に相当因果関係の存在を肯定することができる。」(平成16年9月7日 判決 裁判所時報1371号2頁)と判示し、また、仙台高裁平成7年9月12日判決(脳・心疾患の災害補償判例総覧第5集569頁)が、「本件死亡が業務上のものと認められるためには、本件死亡と業務との間に相当因果関係が存在しなければならない。本件においては、被災者は、突発性のくも膜下出血により死亡しているものであるところ、前記のとおり、(突発性の)くも膜下出血のような脳疾患においては、動脈硬化、動脈瘤等の基礎疾患が、種々の一般生活上の要因によって増悪し、発症に至るのが一般である。したがって、くも膜下出血による死亡と業務との間に相当因果関係が認められるためには、業務に起因する精神的、肉体的負担によって、被災者の基礎疾病が自然的経過を超えて急激に悪化し、死亡の結果を招いたと認められる場合でなければならないものと解すべきである」としたのを、最高裁は、「原審の判断は正当として是認することができる」(平成11年9月28日 判決 脳・心疾患の災害補償判例総覧第5集673頁)としているところである。

## 第2 精神疾患による自殺案件の公務起因性の判断基準について

1 現在の精神医学界においては、うつ病発症のメカニズムとして、外的要因と内的要因の2つの要素が複雑に絡み合っているとされており、ストレス(外的要因)が小さくても、個体の脆弱性(内的要因)が大きければ、うつ病が発症すると理解されている(ストレス脆弱性理論)。

内的要因+外的要因      精神疾患罹患

したがって、現に精神疾患に罹患している当該職員を基準として、個体側の脆弱性を問題にしなければ、そこに残るのは、外的要因のみであり、常に、外的要因が原因で精神疾患に罹患したことになる。

2 すなわち、当該職員を基準に公務起因性を判断するときは、被災労働者が、公務の過重性等をどう感じたかを判断することになり、結果として、うつ病に罹患しているのであるから、ストレスを感じていた、あるいは、過重と感じていた、だから、公務起因性があるといった不合理な結論になってしまうのである。

3 したがって、公務起因性判断の客観性を担保するためには、個々の職員の脆弱性には差があるにしても、「当該職員と同種の公務に従事し、又は当該公務に従事することが一般的に許容される程度の心身の健康状態を有する職員（大阪高裁平成15年12月11日判決 労働判例869号59頁）」にとって、当該公務が過重であったか否かを判断しなければならないのであるが、現在の精神医学界においては、個体の脆弱性の程度を判断する手段・方法は確立されていない。まして、専門医に受診し、相当程度の期間にわたって、診察・治療を受けたことがない状況においては、なおさら判断することはできないといわざるを得まい。このように、個体の脆弱性を判断することは不可能であり、結局において、外的要因としての公務が客観的にみて、うつ病を発症させるに至ると客観的に認めることができるほど過重であったかどうかを判断することが公平、公正を担保することになるのである。

4 以上の点は、以下に引用する東京高裁判決（乙1）において、次のとおり判示されているところである。

東京高裁平成16年9月30日判決（三田労基署長（ローレルバンクマシン）事件。乙1）

「ところで、現在の精神医学においては、精神障害の発症について、環境由来のストレスと個体側の反応性、脆弱性との関係で精神破綻が生ずるかどうかが決まるとする『ストレス－脆弱性』理論によって理解することが広く受け入れられてい

るところ、個体側要因（反応性、脆弱性）については、客観的に把握することが困難である場合もあり、これまで特別な支障なく普通に社会生活を行い、良好な人間関係を形成してきていて何らの脆弱性を示さなかった人が、心身の負荷がないか又は日常的にありふれた負荷を受けたにすぎないにもかかわらず、あるとき精神障害に陥ることがあるのであって、その機序は、精神医学的に全く解明されていないことは、前示のとおりである。このように、個体側要因については、顕在化していないものもあって客観的に評価することが困難な場合がある以上、他の要因である業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷が、一般的には心身の変調を来すことなく適応することができる程度のものにとどまるにもかかわらず、精神障害が発症した場合には、その原因は、潜在的な個体側要因が顕在化したことに帰するものとみるほかはないと解される。

したがって、業務と精神障害の発症との相当因果関係の存否を判断するに当たっては、ストレス（業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷）と個体側の反応性、脆弱性とを総合的に考慮し、業務による心理的負荷が、社会通念上、客観的にみて、精神障害を発症させる程度に過重であるといえる場合には、業務に内在ないし随伴する危険が現実化したものとして、当該精神障害の業務起因性を肯定することができるものと解すべきである。これに対して、業務による心理的負荷が精神障害を発症させる程度に過重であるとは認められない場合には、精神障害は、業務以外の心理的負荷又は個体側要因（もともと顕在化していたもののほか、潜在的に存在していた個体側要因が顕在化したものを含む。）のいずれかに起因するものといわざるを得ず、業務の過重性を理由として精神障害の発症につき業務起因性を認めることはできないというべきである。」

- 5 以上の次第であり、以下においては、原告の夫大友雅義（以下「雅義」という）が従事した公務が過重であったか否かについて検討する。

### 第3 教員の勤務について

#### 1 教員の勤務について



(1) 第1、2において述べたとおり、災害補償制度は、使用従属下における危険の現実化に対する補償である。そこで、本件で雅義が従事していた業務について、以下、検討する。

(2) 雅義は、仙台市立中山中学校(以下「中山中学校」という)に勤務する教員であったが、教員については、その職務及び勤務態様の特殊性に基づき、超過勤務について特別の取扱いがなされている。すなわち、教育の特質上、教員については自発性、創造性に基づく勤務が期待される面が多く、正規の勤務時間及び超過勤務命令により定量的な勤務の把握にはなじまないことから、超過勤務手当制度にかわり、教職調整額制度(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条。以下「特別措置法」という。超過勤務手当及び休日給は支給されず、一律に給与の4%相当の教職員調整額が支給される)が適用されている。

しかし、教員に対して教職調整額を支給するが超過勤務手当制度を適用しないことになると、無定量の勤務が強いられるおそれがあるため、教員に対し超過勤務を命じうるのは、その健康と福祉を害しないようにとの観点から定められた次の項目に限られている(休日に勤務を命ずる場合についても同様である。特別措置法第11条)とともに、教員については、勤務時間の割り振りを適正に行い(場合によっては変形労働時間制を活用すること等により)、超過勤務を命じないのが原則であり、これらの項目に該当する場合であっても、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限られている(「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例」5条2項)。

生徒の実習に関する業務

学校行事に関する業務

教職員会議に関する業務

非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

(3) すなわち、教員については、超過勤務は例外的な場合であり、また超過勤務を命じうる場合も限られており、これらに該当しない場合に、教員が何らかの活

動を行ったとしても、それは使用者の指揮命令に基づく公務ではなく、その活動は、教員自身の判断によるものというほかなく、使用者の支配下にある活動とは評価できないのである。

## 2 中体連関連業務等が公務にあたるか

### (1) 雅義が従事した中体連関連業務等について

#### ア 中体連と全中実行委員会との関係

中体連と全中実行委員会とは別組織ではあるが、中体連が中心となって全中の開催準備及び運営を行っており、全中関連業務については、両者の活動は渾然一体となっている。そこで、以下、中体連関連業務と全中関連業務を併せて「中体連関連業務等」として纏めて論じる。

#### イ 公務性のあてはめ

(ア) 雅義が従事した中体連関連業務等は、原則として、正規の勤務時間外に、かつ中山中学校外で行われ、しかも学校長による職務分担の定めはなく、業務命令ないし指示に基づくものでもなかった。学校長としては、中体連関連業務等に関しては、雅義が、いつ、どこで、何時間、どのような業務に従事しているかを把握していなかったばかりか、そもそも、これを知るべき立場にもなかった。むしろ、中体連関連業務は中体連会長の、全中関連業務は全中実行委員長の支配ないし管理下にあったというべきものである。

(イ) このように中体連関連業務等については学校長の支配ないし管理が及んでおらず、したがって、中体連関連業務等は、原則として公務ではない。

(ウ) なお、中体連関連業務等であっても、第三者からの依頼ないし本人からの報告等を契機として、学校長において旅行命令（職務命令）を行っている場合がある。この場合、学校長は、命令にかかる業務の日時、場所、業務内容・範囲を把握しうるのであって、通常業務に支障を生じ、あるいは過重であるなど、その内容如何によっては職務命令を行わないことも可能である。このように職務命令がある場合には、具体的状況によって支配管

理性が認められる余地があることまで否定するものではない。

(エ)この点に関しては、中山中学校の澤藤校長も、特定日(8月3日、同月21日～25日、7月21日～23日、7月24日～25日、7月30日、7月31日半日)以外は「週休日、夏季休暇などであり、業務命令は出していないので公務とみなさない」との認識を示している(甲1号証147頁7)。

(2) 全中の共催者に教育委員会が含まれていることは無関係であること

ア 原告は、全中の共催者に教育委員会が含まれていること、最も主要な主催者であること等を理由として全中関連業務が公務であると主張している。

イ しかしながら、教育委員会は名目的な主催者にすぎない。原告は訴状において「仙台市教育委員会が平成10年度全中に対して570万円の資金援助を行っており、これは大会運営費全体の7～8割を占める額(訴状4頁)」であったと主張するが、仙台市で開催された全国中学校体育大会のうちバドミントン大会のみについて主張するものか否かが不明確であり、いずれにせよ大会運営費の7割ないし8割を仙台市教育委員会が負担していたことはない。仙台市教育委員会によるバドミントン大会への援助(補助金)は175万円であり、同大会予算1170万円の約15%に過ぎない(乙2)。

ウ また主催者が誰であっても(仮に教育委員会が単独の主催者であったとしても)そのことが直ちに支配管理性を導くものではないのであって、結局のところ、職務命令なくして「公務」となることはない。

(3) 以上によれば、雅義が従事した中体連関連業務等は、平成10年8月3日、21日乃至25日その他学校長がこれに従事する旨を命令ないし指示した場合を除き、地公災法上の公務にあたらぬ。また、上記の特定日であっても、個別に判断して支配管理性が認められる場合に限って公務となるにすぎない。よって、公務の過重性を判断するにあたっては、原則として中体連関連業務等を判断の基礎とすべきではない。

3 雅義の勤務時間について

( 1 ) 雅義の具体的な始業・終業時刻等については、次のとおりであり(甲 1・150 頁、62 頁)、休息時間を除けば、実質的な労働時間は、週 4 1 時間 1 5 分である。

曜日	始業・終業時刻	休憩時間	休息時間
月曜～金曜	8:20 ～ 17:05	13:10～13:40 (30分) 16:05～16:20 (15分)	10:35～11:50 (15分) 16:20～16:35 (15分)
土曜	8:20 ～ 12:20		10:35～10:50 (15分)

( 2 ) また、次の特殊業務に対しては、教員特殊業務手当が支給されるので、雅義の申請した「部活動実施報告書兼教員特殊業務手当申請書」等(甲 1・109～116 頁)から、雅義が、これらに従事した時間が把握できる。

学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務

イ. 非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災若しくは復旧の事業

ロ. 児童等の負傷、疾病に伴う救急の業務

ハ. 児童等に対する緊急の補導業務

修学旅行等において児童等を引率して行う指導業務

対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務

学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう)における児童等に対する指導業務

( 3 ) 以上から、平成 1 0 年 1 月以降の雅義の勤務状況をみると次のとおりであるが(甲 1・17、18 頁、109～116 頁)、この間の勤務は通常の勤務であり、また、異常な出来事、突発的な事態等も特に認められていない(甲 1・201、202 頁)。すなわち、客観的にみて、雅義が従事した公務に過重性は認められず、

公務起因性は認められない。

	勤務日数	休日	4週8休 まとめ取り	年休	部活動実施 報告時間数
平成10年1月	20日	10日		5時間	
2月	21日	7日			
3月	20日	8日	2日	4時間	
4月	22日	6日	1日		29時間
5月	22日	9日			33時間
6月	24日	6日		4時間	12時間
7月	15日	5日			16時間

(注) 7月21日以降は夏季休業のため、7月は20日までの勤務の内訳

- (4) 平成10年7月21日から8月23日まで、中山中学校の生徒は夏季休業であるが、教員の勤務スケジュールは、甲第1号証156頁のとおりであり、雅義の勤務は次のとおりである(甲1・106、156頁)。

なお、夏季休業中の平日の勤務時間は、8時20分から17時5分までであるが(甲1・64頁にこの間、雅義が通常の勤務時間を超えて、特に過重な公務に従事したとの資料・記録等は残されておらず、客観的にみて、公務が過重であったと判断することはできない。

月 日		備 考
7月21日	勤務	
22日	勤務	
23日	勤務	
24日	出張	甲1・18頁
25日	出張	甲1・18頁

26日	(日曜日)	
27日	(夏季休暇)	
28日	(夏季休暇)	
29日	(夏季職免)	
30日	勤務	
31日	午後勤務・午前半休	
8月 1日	(学校閉庁)	
2日	(日曜日)	
3日	出張	甲1・18頁
4日		4週8休まとめ取り
5日		〃
6日		〃
7日		〃
8日	(土曜日)	
9日	(日曜日)	
10日		
11日	勤務(当番)	甲1・108頁
12日	(学校閉庁)	
13日	( 〃 )	
14日	( 〃 )	
15日	( 〃 )	
16日	( 〃 )	
17日	( 〃 )	
18日		
19日	(夏季休暇)	4週8休まとめ取り

20日	(夏季休暇)	
21日	勤務(出張)	甲1・107ページ
22日	勤務(出張)	
23日	勤務(出張)	
24日	午前6時 縊死により死亡	甲1・36頁。便宜上、以下「本件災害」という。

#### 4 原告主張に対する反論

(1) 以上に対し、原告は、中体連に関する過重な時間外労働を行っていたとし、平成10年7月下旬以降の労働時間は次のようなものであったと主張する(訴状13頁)。

「7月20日～7月26日 75時間(超過勤務35時間)  
7月27日～8月2日 91時間(超過勤務51時間)  
8月3日～8月9日 96時間(超過勤務56時間)  
8月10日～8月17日 65.5時間(超過勤務25.5時間)  
8月18日～8月23日 90時間(超過勤務50時間)」

(2) しかし、中体連に関する業務を公務とみることは前述のとおりであり、また、7月21日以降の雅義の勤務状況も前述のとおりであり(7月20日は海の日で休日)、雅義が過重な公務に従事したとは認められない。

(3) ところで、原告の公務災害認定請求は、本件災害発生後、2年余りも経過した平成12年10月11日に至って行われたものである。

したがって、原告の前記主張の根拠となる記録・資料等はなく、原告主張の根拠は判然としないが、公務災害認定請求に際し、原告側から平成15年3月13日付で提出された「夏季休業中の部活動実施確認書」(甲1・261、262頁)によると、前記夏季休業中の勤務日(8時20分から17時5分までの勤務が予定されている)とされている日の部活動時間は次のとおりであり、必ずしも始業・終業時刻まで全日勤務していたわけではないことが判明する。

月 日	開始 終了	場 所	出 勤 簿
7月21日	8:00~12:00	校 内	出 勤
22日	8:00~12:00	校 内	出 勤
23日	8:00~11:00	校 内	出 勤
24日	7:00~19:00	校外(県大会)	出 勤
25日	7:00~19:00	校外(県大会)	出 勤
26日	日 曜 日		休 日
27日	13:00~16:00	校 内	夏季休暇
28日	8:00~12:00	校 内	夏季休暇
29日	11:00~14:00	校 内	職専免
30日	8:00~14:00	校 内	出 勤
31日	13:00~16:00	校 内	半休半出
8月 1日	学 校 閉 庁		
2日	日 曜 日		
3日			出 張
4日	13:00~18:00	校 内	休 日
5日	11:00~14:00	校 内	休 日
6日	11:00~14:00	校 内	休 日
7日	11:00~14:00	校 内	休 日
8日	土 曜 日		休 日
9日	日 曜 日		休 日
10日	11:00~14:00	校 内	休 日
11日	11:00~14:00	校 内	勤務(当番)
12日	学 校 閉 庁		休 日
13日	"		休 日



14日	〃		休日
15日	〃		休日
16日	〃		休日
17日	〃		休日
18日	8:00~12:00	校内	休日
19日	11:00~14:00	校内	夏季休暇
20日	8:00~11:00	校内	夏季休暇

(4) 原告は、従事した業務（生徒会指導、バドミントン部顧問、進路指導等）の内容に着目して雅義の日常業務が過重であったとも主張するが、答弁書（第2、5（11））に記載したとおり、かかる主張は正しくない。ここでは、免許外科目（社会科）を受け持ったことについて反論を補足する。

初めての教科を受け持つに当たって、多かれ少なかれ不安や悩みを持つことは自然であるが、他方で、他の科目であれ教員免許を有し教員としての相応の経験を有する者にとっては、特段の事情がない限り、時間の経過（慣れ）により解消されることであるし、一般に教員であれば免許外科目も担当する状況があり得ることからみても、特に強い心理的負荷がかかり、問題となる状況ではない。しかも、雅義については、社会科教諭による指導方法の助言を受け、授業時間に使用する指導ノート、板書用ノート、ワークシートの提供も受け、定期考査、実力考査等の問題作成も社会科教諭が担当するなどサポートが行われ、相当の負担軽減が図られていたのである（甲1・148頁）。このように免許外科目（社会科）の負担は大きくなかった。

(5) これに対し、原告の提出した「災害発生前1か月間の勤務状況調査表」（甲1・26、27頁）では、全中準備のため深夜帰宅し、帰宅後も自宅で勤務をしていたということであるが、原告は雅義と行動をとともにしていたわけではなく、この間、雅義が休憩・休息をとっていたかどうかも全く不明であり、そもそも、これらについて任命権者による指示・命令があったわけではない。したがって、任命権者

等の指揮命令下において公務に従事したと評価することは到底できない。

以上、雅義が従事していた業務が過重であったとは認められず、公務起因性を認めることはできないものである。

以上